

## 沖縄県「まん延防止等重点措置」指定に伴う村民及び来島者の皆さまへのお願い

令和4年1月9日（日）～1月31日（月）までの間、沖縄県全域が「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定されました。これを受け本村では、沖縄県対処方針に準じて以下の対策を決定いたしましたのでお知らせいたします。

今回、新たな変異株オミクロン株への置き換えが進み、全県に急速に感染が広がっており、村民及び観光客の皆さまへはご不便をおかけいたしますが、感染急拡大の抑制のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ○期間中の船舶の運航について

- ・定期船は期間中、クィーンざまみ定員100席、フェリーざまみⅢ定員200席へ減席いたします。

### ○公共施設の使用について

- ・村内の公共施設は原則利用禁止としますが、法定業務（予防接種・健診事業・介護予防事業等）及び利用中の施設に限り感染対策を徹底して頂きご利用いただきます。
- ・キャンプ場、コテージ等、ビーチ等の使用については感染症対策を徹底していただき通常通り開設いたします。

### ○外出及び移動について

- ・感染リスクが高い場所への外出や移動の自粛を願います。
- ・毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等の自粛を願います。
- ・不要不急の県外との往来について極力控えてください。往来が必要な方は出発前にワクチン接種の完了又はPCR等検査の受検をお願いいたします。
- ・本村への不要不急の往来については自粛願います。やむを得ず来訪する必要がある場合は、事前にワクチン接種の完了又はPCR等検査の受検をお願いいたします。

### ○飲食店への営業時間短縮及び感染防止等の協力要請について

- ・沖縄県より協力要請が発出されますので、各飲食店については営業時間を厳守いただき、また、県（村）の実施する感染防止対策の巡回へのご協力をお願い致します。

令和4年1月9日  
座間味村長 宮里 哲